

議第71号

三島市公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例案

三島市公共下水道事業受益者分担金に関する条例（平成7年三島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第14条中「負担金」を「分担金」に改める。

附則第2項中「第12条第1項に規定する還付加算金及び」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「これらの」を「同項の」に改め、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう」に改め、「その年」の次に「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を加え、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 当分の間、各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、第12条第1項に規定する還付加算金の計算の基礎となる期間であつてその年に含まれる期間に対応する還付加算金についての同項の規定の適用については、同項中「年7.3パーセントの割合」とあるのは、「附則第2項に規定する特例基準割合」とする。

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の附則第2項及び第3項の規定は、延滞金及び還付加算金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

平成25年11月26日提出

三島市長 豊岡 武士